

残留基準値を超える農薬が検出されたピーマンの自主回収について

この度、残留基準値を超える農薬が検出されたピーマンが市場出荷された件に関し、当 J A では、事態を重大かつ重く受け止め、消費者及び関係各位の皆様方に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当 J A より市場出荷された「ピーマン」から、福岡市が実施した食品の収去検査の結果、食品衛生法で規定する残留基準値を超える農薬が検出されたため、9 月 14 日から 10 月 18 日までの期間出荷したピーマンを自主回収いたします。また、10 月 18 日以降ピーマンの市場出荷は中止しております。

また、当該ピーマンの生産者およびほ場はすでに特定されております。

なお、当該ピーマンについては、検出値から判断すると、通常の摂取では健康に影響を及ぼすおそれはありません。

1. 検査結果概要

- (1) 農産物名 ピーマン (平成 25 年 10 月 7 日出荷分)
- (2) 生産者 当 J A 青森の 1 組合員
- (3) 検査結果

検出農薬成分	検出値	基準値
E P N	0.72 PPM	0.01 PPM

- (4) 結果判明日 平成 25 年 10 月 18 日 (金)
- (5) 検査機関 福岡市食品衛生所

2. 当該農産物の出荷状況

- (1) 出荷日 平成 25 年 10 月 7 日
- (2) 出荷量 4 kg 箱 294 箱 (1,176 kg)
- (3) 出荷先 青森合同青果市場(株)、浦和中央青果市場(株)、東京荏原ベジフル(株)

3. 当 J A の対応

- (1) 9 月 14 日出荷分からの全市場 (5 市場) に出荷したピーマンを自主回収します。
- (2) 当 J A ピーマン部会生産者のピーマンについて、平成 25 年 10 月 18 日以降出荷を自粛しています。
- (3) 当 J A ピーマン部会生産者のピーマンの残留農薬検査を実施致しました。
- (4) 農薬使用に関する講習会を開催し、適正な農薬使用の周知・徹底を図ります。

【参考】

E P N について

- (1) 用途：殺虫剤 (各種野菜・水稻等で使用されています)
- (2) 今回の検出量は、体重 50 kg の人が当該品を、毎日約 97 g を一生涯食べ続けても健康に影響が認められない量です。

A D I : 0.0014 mg / kg 体重 / 日

A D I (Acceptable Daily Intake 一日摂取許容量) とは、人がある物質について、一定量を一生涯食べ続けても、認めるべき健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のことです。

本件に関する問い合わせ先

J A 青森地産地消生産販売部

T E L 0 1 7 - 7 2 6 - 2 2 1 1